

## 青果物グローバル産地緊急対策事業実施要領

制定 平成 31 年 2 月 7 日 30 生産第 1 9 6 2 号  
改正 平成 31 年 4 月 1 日 30 生産第 2 3 5 7 号  
改正 令和元年 10 月 29 日 元生産第 1 0 4 3 号

農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知

### 第 1 趣旨

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類欄の 1（1）アの青果物グローバル産地緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第 2 事業の目的

近年、国産青果物の輸出額は増加基調で推移しているものの、輸出先国・地域（以下「輸出先国等」という。）の残留農薬基準、植物検疫条件及び品質等の需要に応じた生産技術の確立等の生産段階での課題に加え、輸送コストの削減や産地間の連携による通年供給体制の確立、統一ブランドの推進等の流通・販売段階での課題等、更なる青果物の輸出拡大に当たって対応すべき種々の課題（以下「輸出課題」という。）があるところである。

このため、本事業では、輸出課題に対応した産地（以下「グローバル産地」という。）の形成、産地間の連携の促進に必要な取組及び国産青果物の通年供給体制の構築を支援し、グローバル産地の早期形成・発展を推進することを目的とする。

### 第 3 事業実施主体

実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の生産局長が別に定める者は、次のとおりとする。

#### 1 本要領第 4 の 1 に定めるグローバル産地の形成支援の取組

農業生産活動を行う個人若しくは法人又は生産出荷団体（以下「生産者等」という。）とする。

- 2 本要領第4の2に定めるグローバル産地間の連携支援の取組  
次の(1)～(3)の全ての要件を満たす協議会とする。
  - (1) 複数の生産者で構成され、又は生産者及び青果物等の輸出に関する業務に携わる者(企業、法人、任意団体等)で構成されていること。
  - (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。
  - (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつその執行体制が整備されていること。
- 3 本要領第4の4に定める国産青果物通年供給体制構築の支援  
生産者等及び本要領第3の2で定める協議会とする。

#### 第4 事業内容

本事業では、輸出課題に対応するため、次に掲げる1～4の取組を実施するものとし、対象とする青果物は野菜(かんしょを含む。)及び果樹とする。

なお、3の取組については、1又は2に取り組む場合であって、その取組の推進に必要なときに限り実施することができるものとする。

##### 1 グローバル産地の形成支援

産地として対応が必要な輸出課題を明確にし、対応するために必要となる、次の(1)から(3)までの取組を一つ以上選択して実施するものとする。ただし、(1)の取組は、(2)又は(3)のいずれかの取組と組み合わせる場合により実施することができるものとする。

##### (1) 検討会の開催

グローバル産地の形成に向けて、産地として対応が必要な課題の明確化とその解決に向けた取組や技術の具体化、スケジュールの検討など、取組を着実に進めるための検討会の開催。

##### (2) 栽培技術等の導入・実証

輸出先国等の残留農薬基準、植物検疫条件、市場で求められる品質等の需要に適合した青果物を生産するための栽培技術、栽培管理技術の導入・実証及び既存技術を改良する取組等。

##### (3) 最適輸送技術の導入・実証

輸出先国等において、より競争力ある青果物を供給するための低コスト輸送技術、高品質な青果物を安定供給するための混載輸送技術、長期

間輸送を可能とする鮮度保持資材や損傷防止資材等を利用した品質劣化防止技術等の導入・実証及び既存技術を改良する取組等。

## 2 グローバル産地間の連携支援

複数のグローバル産地等が連携することにより効果が発揮される取組として、次に掲げる（１）に必ず取り組むとともに、併せて（２）、（３）、１の（２）又は１の（３）のうちから一つ以上の取組を選択して実施するものとする。

### （１）検討会の開催

複数の産地等が連携して対応が必要な、輸出課題の明確化とその解決に向けた取組の具体化、スケジュールの検討など、取組を着実に進めるための検討会の開催。

### （２）共通規格化等の推進

#### ア 使用資材等の共通化支援

複数のグローバル産地等が連携することによる効果を発揮させるための使用資材の共通化、ブランド化を目的とした統一ロゴマークの作成等の取組。

#### イ 青果物の生産・出荷規格の作成支援

複数のグローバル産地等における青果物の品質等を均一化するために行う、栽培技術の導入・実証、栽培指針の作成、共通規格の導入効果の分析、規格の策定に向けた専門家招聘等の取組。

### （３）安定的輸出体制構築支援

複数のグローバル産地から効率的に集出荷するためのシミュレーションの実施・検証、輸送方法の改善等の最適輸送体制を構築するための取組。

## 3 機械・施設のリース方式による導入の取組

１又は２の取組と併せて行う、その取組の推進に必要な農業機械、冷蔵庫、園芸用ハウス、果樹棚等の青果物生産施設（以下「機械・施設」という。）をリース方式により導入する取組及びそれらの導入と一体的に実施することが適当な調査・分析の取組。

## 4 国産青果物通年供給体制構築の支援

青果物は品目や産地によって出荷可能時期が異なるため、単一の品目や産地が輸出に取り組んだ場合、青果物を通年で供給出来ないことが課題である。生産者等、生産者と青果物等の輸出関連事業者で構成される協議会が通年で輸出先国の売り場を確保できる体制を構築するための取組として、次に掲げる（１）から（３）までの取組を一つ以上選択して実施するものとする。

### （１）新たな条件による輸送実証の取組

通年供給体制の構築のために必要な、異なる産地や品目を安定供給するための混載輸送技術の実証、国内外の輸送における効率の向上や鮮度維持を可能とする資材等を利用した技術の導入・実証及び既存技術の改良等の取組。

(2) 輸出先で行う輸送実証の品質評価の取組

(1) における効果を検証するために必要な、輸送期間中に行う国内外での品質評価及び官能評価、評価検証のために開催する検討会、評価結果に基づく改善に向けた専門家招聘等の取組。

(3) 通年供給体制の構築に向けて必要な取組

輸出先国における日本産青果物の定着を図るために必要な、通年供給体制の構築に向けた検討会の開催、体制構築のための事例調査、出荷期間を長期化させるための技術実証、輸出期間の拡大に伴う需要開拓等の取組。

## 第5 補助対象経費

本事業において補助対象とする経費は、本要領第4に掲げる取組を行うために直接要する次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

### 1 グローバル産地の形成支援

#### (1) 検討会の開催

第4の1の(1)に係る経費のうち、会場借料、委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集・調査・打合せ、成果発表等に係る専門員旅費、資料作成のための印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

#### (2) 栽培技術等の導入・実証

第4の1の(2)に係る経費のうち、栽培実証を行うための実証ほ場の借上げ費、栽培実証に係る肥料・農薬等の生産資材費、フェロモントラップ等の検疫用資材費、データ収集機器導入・データ分析費、管理作業・生育調査に携わる者の賃金、残留農薬・成分分析費、輸出先国等ニーズや検疫条件等の海外情勢に精通した講師等の委員旅費・謝金、輸出課題に対応するための講習会等の参加に係る専門員旅費、栽培技術等の向上に向けた検討会や技術等の習得・普及を目的とした講習会等の開催のための会場借料、農産物の品質等に係るアンケート調査・分析費、印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

#### (3) 最適輸送技術の導入・実証

第4の1の(3)に係る経費のうち、リーファーコンテナ等の輸送コンテナ借上げ費、輸送最適化技術の導入・実証に係る陸上・海上輸送費、輸送技術等に精通した講師等の委員旅費・謝金、輸出課題に対応するための講習会の参加に係る専門員旅費、輸送青果物の品質分析費、輸送青果物の品質分析等に係る専門員旅費、輸出課題に対応するための講習会等の参加に係る専門員旅費、輸送青果物の品質向上に向けた検討会や技術等の習得・普及を目的とした講習会等開催のための会場借料、テキストの印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

## 2 グローバル産地間の連携支援

### (1) 検討会の開催

第4の2の(1)に係る経費のうち、会場借料、委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集・調査・打合せ、成果発表等に係る専門員旅費、印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

### (2) 共通規格化等の推進

第4の2の(2)に係る経費のうち、ダンボール等の輸出用資材の共通規格化、栽培方法の共通規格化及びブランド化等を検討するための検討会の委員や、規格を策定するための講師等の委員旅費・謝金、ダンボール等輸出用資材の改良・開発費、統一ロゴマーク作成費・委託費、輸出課題に対応するための講習会等の参加に係る専門員旅費、ダンボール等輸出用資材導入費、取組評価等に係るアンケート調査・分析、印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

### (3) 安定的輸出体制構築支援

第4の2の(3)に係る経費のうち、収集拠点への冷蔵庫の導入(少額のもの)、産地への予冷施設の導入等の輸送経路最適化に向けた検討のためのコンサルタント費、陸上輸送費、報告書取りまとめ等を補助対象とする。

## 3 機械・施設のリース方式による導入の取組

(1) 第4の3に係る経費のうち、鮮度保持機能付き冷蔵庫、検疫対応処理機械等の機械・施設のリース料、導入機械・施設のデータ分析費等を補助対象とする。

(2) 農業機械等のリース導入におけるリース事業者とのリース契約は、承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものに限り補助対象とする。

(3) 機械・施設のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次のア及びイの算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、内部施設の設置費用を含む。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2 以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2 以内

#### 4 国産青果物通年供給体制構築の支援

##### （1）新たな条件による輸送実証の取組

リーファーコンテナ等の輸送コンテナ借上げ費、輸送技術の導入・実証に係る陸上・海上輸送費、管理作業や調査に携わる者の賃金、輸送技術等に精通した講師等の委員旅費・謝金、専門員旅費、消耗品費、印刷製本費、委託費、報告書取りまとめに要する経費等を補助対象とする。なお、令和元年10月29日以降に着手された経費を補助対象とする。

##### （2）輸出先で行う輸送実証の品質評価の取組

データ収集機器導入・データ分析費、青果物の品質・成分分析費、品質分析等に係る専門員旅費、品質・評価分析に供する原材料費、アンケート調査・分析費、印刷製本費、消耗品費、委託費等を補助対象とする。なお、令和元年10月29日以降に着手された経費を補助対象とする。

##### （3）通年供給体制の構築に向けて必要な取組

会場借料、委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集・調査・打合せ、事例調査に係る専門員旅費、コンサルタント費、出荷期間を長期化させるための栽培技術や貯蔵技術の導入・実証及び既存技術を改良する取組に要する経費、実需先の売場確保に要する経費、印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。なお、令和元年10月29日以降に着手された経費を補助対象とする。

#### 5 次の取組は、補助対象としない。

##### （1）国等の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

##### （2）事業実施主体が自力により実施し、又は既に完了している取組

##### （3）輸出課題に対応していない取組

##### （4）農産物の生産費補填（新品種・新技術等の実証に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補填

##### （5）新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

- (6) 本事業に係る業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (7) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (8) 補助金の交付決定前に発生した経費。ただし、第5の4に掲げる経費を除く。
- (9) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- (10) パソコン、デジタルカメラ等、本事業の終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- (11) 飲食費
- (12) 査証又はパスポートの取得及び傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- (13) 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- (14) 青果物の輸送に係る関税等、公租公課に要する経費
- (15) 他の事業と区分することができない経費
- (16) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 第6 事業実施期間

事業実施期間は令和元年度とする。

## 第7 目標年度及び成果目標

目標年度及び成果目標は次に掲げるとおりとする。

### 1 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了後3年度目とする。

ただし、果樹について本事業を実施する場合には、対象樹種について一般に市場に出荷し得る果実が収穫できるまでに必要な期間を踏まえ、事業終了後3年度目から10年度目までの間のいずれかの年度に目標年度を設定できるものとする。

### 2 成果目標

成果目標は、目標年度において事業実施主体が事業実施計画に掲げた輸出課題に対応しうるグローバル産地を形成していることのほか、次のいずれかの成果目標のうち、事業実施主体の事業実施時点の状況や特性等を踏まえて選択した一つ以上の目標を達成していることとする。

(1) 事業実施年度までに生産者等に輸出実績がない場合

事業対象とする青果物について、生産者等の総出荷量のうち概ね1%以上を輸出に仕向けること。

なお、事業実施主体が協議会の場合にあつては、協議会の構成員のうち全ての生産者等に輸出実績がない場合に限り選択することができるものとする。

(2) 事業実施年度までに生産者等に青果物の輸出実績がある場合

事業対象とする青果物について、次のいずれかを達成すること。

ア 輸出実績のあった年度の輸出量から15%以上増加させること。

イ 輸出実績のあった輸出先国等とは別に新たに1か国以上への輸出を行うこと。

なお、事業実施主体が協議会の場合にあつては、協議会の構成員のうちいずれかの生産者等に輸出実績がある場合に限り選択することができるものとする。

## 第8 実施手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、事業承認者（本要領第4の1、2及び3の取組にあつては地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、本要領第4の4の取組にあつては生産局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

エ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

オ 成果目標の変更

### 3 事業実施計画の承認等



事業承認者は、実施要綱第5の1により事業実施主体から提出された事業実施計画が、次に掲げる全ての事項を満たす場合に承認するものとする。

なお、別に定める公募要領による補助金等交付候補者への選定をもって、公募要領に基づき提出された事業実施計画については、承認を受けた事業実施計画とみなすことができるものとする。

- (1) 取組内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (2) 第7の2に定める成果目標を設定していること。
- (3) 第4の3に取り組む場合は、第4の1又は第4の2の取組と一体に実施するとともに、第9の留意事項に掲げる事項を満たしていること。

#### 4 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、事業承認者に提出するものとする。
- (3) 事業承認者は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

#### 5 管理運用

本事業により補助金を受けて購入したもののうち、1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

### 第9 留意事項

- 1 本事業において機械・施設をリース方式により導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、リース内容や対象機械・施設の決定根拠等に係る事項を事業実施計画書に記載することとする。
- (2) 対象機械・施設の範囲
- 導入する機械・施設は、本事業で補助の対象となる青果物生産に必要な機械・施設であって、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。
- ただし、次に掲げる機械・施設は導入することができないものとする。
- ア トラクター
- イ 農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- ウ 中古の機械・施設
- エ 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械・施設
- オ ビニールハウス等の自力施工が可能な園芸施設
- (3) 利用条件
- ア 本事業で助成の対象となる機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。
- イ 導入する機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。
- (4) リース契約の条件
- 本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する取組主体又は取組主体の構成員（以下、「取組主体等」という。）と当該取組主体等が導入する対象機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ア リース事業者及びリース料が（5）に定めるところにより決定されたものであること。
- イ リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
- ウ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。
- (5) リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア 本取組により、リース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について事業承認者から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ 本取組により、リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について事業承認者から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

#### 第10 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況報告書を別記様式第3号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに事業承認者に提出するものとする。
- 2 事業承認者は、1により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

#### 第11 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日時点における補助金遂行状況報告書を交付要綱別記様式第5号により作成し、翌月末日までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

#### 第12 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別記様式第4号により事業評価報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに事業承認者に報告するものとする。
- 2 事業承認者は、1により報告のあった事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び実施してきた取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていない

いと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 事業承認者は、1により報告のあった内容について、必要に応じて関係部局で構成する評価検討会を開催し、別記様式第5号に評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価結果の取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から必要事項を聴取し、取りまとめるものとする。

- 4 事業承認者が地方農政局長である場合にあっては、地方農政局長は、生産局長に対し速やかに評価結果を報告するものとする。

- 5 事業承認者は、事業評価の結果について、別記様式5号により速やかに公表するものとする。

- 6 事業承認者は、目標年度において、成果目標が達成されていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第6号により提出させるものとする。

なお、事業承認者は、当該成果目標が達成されるまでの間、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとし、この場合の手続は1から5に準じるものとする。

### 第13 指導監督

事業承認者は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体を指導するとともに、事業実施後の事業効果の把握に努めるものとし、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

### 第14 その他

- 1 成果等の普及

事業実施主体は、農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

- 2 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

### 3 経営の安定化を図るための各種制度の積極的活用

事業実施主体は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への加入に努めるものとする。

別表

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社）しか扱っていない場合を除き原則3社以上から取得すること。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送料として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、調査機器、事務機器、機械・施設、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料に係る経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内） 又は一度の使用によって消	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		<p>費されその効用を失う少額な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CD-ROM等の少額な記録媒体</li> <li>・研修等に用いる少額な器具等</li> </ul>	
	情報発信費・技術習得費	<p>本事業を実施するために直接必要な情報発信（取組内容や成果発信等）に係る経費や事業実施主体における特定の者が技術習得するための研修等に係る経費</p>	
	機械輸送費	<p>本事業を実施するために直接必要な青果物の生産体制の整備を目的とした複数の産地や広域の産地の連携による農業機械・農作業の共同化・最適化や作業性の向上に向けた農業機械のシェアリングを行うための機械輸送費に係る経費</p>	
	農業機械・施設リース費	<p>本事業を実施するために直接必要な農業機械・施設のリース料に係る経費</p>	<p>農業機械・施設のリース助成額の計算に当たっては、以下に掲げる算式により計算すること。</p> <p>(1) リース助成額＝リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内</p> <p>(2) リース助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1/2以内</p>
	資材購入費	<p>資材購入に係る経費</p>	<p>資材は物品受払簿で管理すること。</p>

旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	本事業を実施するために直接必要な情報収集、各種調査、技術習得等のための旅費として係る経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業に係る補助金の交付目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する統一ロゴマークの作成、調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限



			る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房予算課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めないものとする。